

## 仕 様 書

- 1 件 名 労働者派遣（取引振興課）（単価契約）
- 2 勤務場所 東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎5階  
（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部 取引振興課
- 3 派遣期間 平成29年9月1日から平成29年11月30日まで
- 4 人 数 1名
- 5 性 別 問わず
- 6 派遣労働者の勤務日及び勤務時間
  - (1) 勤務日数 週5日勤務（勤務日は、原則として毎週月曜日から金曜日。）
  - (2) 勤務時間 8時30分～17時15分（実働7時間45分）又は、  
9時00分～17時45分（実働7時間45分）  
休憩時間は、12時～13時
  - (3) 休 日 原則として土・日曜日、祝日、年末年始
  - (4) 時間外勤務 月5時間程度
- 7 派遣労働者の行う業務
  - (1) アンケート調査・集計業務、各種報告書資料作成・とりまとめ  
（Accessによる作成ができれば尚可）
  - (2) 顧客管理システム（独自システム）を使いデータ作成等
  - (3) 各種講習会、セミナーの企画・運営業務、展示会等にかかる補助、データ入力・加工・編集・当日の手伝い等
  - (4) 委嘱者（コーディネータ）に対する月次稼働報告書のとりまとめ及び支出処理等
  - (5) 庶務事務の補助作業
  - (6) その他、事業の補助作業（取引振興課内）
- 8 派遣労働者の人材基準
  - (1) Word 及び Excel の中級程度の操作能力（Access 使用できれば尚可）
  - (2) 電話や来社の対応ができること。
  - (3) 文書作成等、注意力や根気を必要とする業務に対応できること。
  - (4) 心身ともに健康であること。
- 9 その他  
上記のほか、本仕様書に定めのない事項については公社と受託者で協議の上、定めるものとする。  
受託者は、本仕様書に基づき業務を履行するものとし、公社は受託者の派遣労働者が業務の遂行にあたり、著しく不適切と認められる場合には、その理由を示した上で受託者に対して当該派遣労働者の変更を要求できることができ、この場合受託者は正当な理由のない限り公社の要求に応じて当該派遣労働者を変更するものとする。